

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）について

令和 7 年 2 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）及び個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）を改正し、カード代替電磁的記録についての必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正関係

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第2条8項のカード代替電磁的記録の送信者の同一性を確認するための記録事項は、カード代替記録事項及びカード代替記録事項の電磁的記録毎に付した乱数を変換した値、カード代替電磁的記録利用者の公開鍵等とする。
- (2) 法第2条8項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が楕円曲線上の点がなす大きさ 256 ビット以上の群における離散対数の計算の有する困難性に基づくものであることとする。
- (3) カード代替電磁的記録の発行に際し、発行の申請を行う者は移動端末設備にてカード代替電磁的記録の利用に用いるための鍵ペアを生成し移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に記録することとし、生成した公開鍵を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に送信する。送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作によりカード代替電磁的記

録利用者の公開鍵等に機構の秘密鍵を用いて電子署名を行うこととする。

- (4) 申請者が発行を受けたカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、申請者は電磁的記録媒体に記録された秘密鍵を利用するために用いる暗証番号等を設定するものとする。機構はカード代替電磁的記録の記録事項及び重要事項の提示を行うこととする。
- (5) カード代替電磁的記録の有効期間は、カード代替電磁的記録発行の日から起算して1月とする。
- (6) 法第18条の2第8項のカード代替電磁的記録を失効させるべき場合はカード代替電磁的記録利用者の秘密鍵が漏えい、滅失、毀損したとき、カード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失し又は当該移動端末設備の使用を停止したときとする。
- (7) カード代替電磁的記録利用者から失効を求める旨の届出があったとき、機構の秘密鍵が漏えい、滅失、毀損したとき等の場合には、カード代替電磁的記録はその効力を失うものとする。
- (8) 法第18条の2第10項の規定によるカード代替電磁的記録の失効に係る通知は暗号化して行うものとする。
- (9) 法第18条の2第11項の主務省令で定めるカード代替電磁的記録の効力が失われる事由は、複数発行されているカード代替電磁的記録の全部を送信し尽くした場合等とする。
- (10) 機構は、カード代替電磁的記録を発行した旨又はカード代替電磁的記録の効力が失われた旨を市町村長へ暗号化して通知することとする。
- (11) カード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務は、電話によるカード代替電磁的記録の利用を一時停止する旨の受付、カード代替電磁的記録に係る住民からの問合せへの対応とする。
- (12) カード代替電磁的記録利用者は、カード代替電磁的記録利用者の秘密鍵が格納された移動端末設備を他人に譲渡し、みだりに貸与しないこと、カード代替電磁的記録利用者の秘密鍵の利用のために設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないことにより、カード代替電磁的記録利用者の秘密鍵を適切に管理することとする。
- (13) カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録の送信を行うときは、暗証番号等を用いて電子署名を行うものとする。
- (14) カード代替電磁的記録送信用プログラムは以下に掲げる基準を満たすものとする。
 - ・カード代替電磁的記録確認用プログラムとの間の通信を正しく行えること
 - ・カード代替電磁的記録確認用プログラムとの間の通信において適切な暗号化を行うこと

- (15) 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録送信用プログラム又はカード代替電磁的記録確認用プログラムの認定をしたときは、インターネットその他の方法により公示することとする。
- (16) 内閣総理大臣は、認定を受けたカード代替電磁的記録送信用プログラム又はカード代替電磁的記録確認用プログラムが法第 18 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合しなくなったときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは認定を取り消し、インターネットその他の方法により公示することとする。
- (17) 法第 18 条の 4 第 1 項第 1 号の主務省令で定める措置は、カード代替電磁的記録のカード代替記録事項に係る情報に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者の秘密鍵を用いて行われたことを確認する措置とする。
- (18) 法第 18 条の 4 第 1 項第 2 号の主務省令で定める措置は、受信したカード代替電磁的記録に対して行われた電子署名が機構の秘密鍵を用いて行われたことを確認する措置とする。
- (19) カード代替電磁的記録確認用プログラムは以下に掲げる基準を満たすものとする。
- ・ カード代替電磁的記録送信用プログラムとの間の通信を正しく行えること
 - ・ カード代替電磁的記録送信用プログラムとの間の通信において適切な暗号化を行うこと
 - ・ カード代替電磁的記録を正しく受信し、内容を検証することができること
- (20) 機構は、カード代替電磁的記録の発行及び失効等に係る電磁的記録を、その区分に応じて定める期間保存することとする。
- (21) カード代替電磁的記録に係る業務の実施のための機構の運用規程を定めることとする。
- (22) その他所要の改正

○ 個人番号カード等に関する技術的基準の一部改正関係

- (1) カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 18013-5 に準拠するものであることとする。
- (2) 法第 18 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- ・ 内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること
 - ・ 鍵ペアの生成に当たり楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること
 - ・ 半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて電磁的記録媒体に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止す

る仕組みを保持すること

- ・半導体集積回路上にカード代替電磁的記録用アプリケーションのための専用の領域を有すること
- ・暗証番号等を設定してはじめてカード代替電磁的記録アプリケーションが利用可能な状態になること
- ・カード代替電磁的記録用アプリケーションのための専用の領域に鍵ペア及びカード代替電磁的記録を記録することが可能であること
- ・カード代替電磁的記録用アプリケーションのための専用の領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限の制御を行うこと
- ・カード代替電磁的記録用アプリケーションのための専用の領域以外の領域は電磁的記録媒体内部でそれぞれ独立し、専用の領域以外に搭載されているアプリケーションのシステムが、当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること

(3) カード代替電磁的記録発行者の秘密鍵及び公開鍵を作成する電子計算機は以下の要件を満たすものとする。

- ・内部情報を読み取られることを防止する機能を有すること
- ・取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有すること
- ・秘密鍵の入力及び出力に当たって保護措置が講じられるものであること
- ・バックアップ用の秘密鍵の複製を行うことが可能であるとともに、複製された秘密鍵を安全に保存することができるものであること
- ・秘密鍵の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること

(4) 申請者が発行を受けたカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、機構は次の事項を提示することとする。

- ・カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録利用者の秘密鍵の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の秘密鍵の適切な管理を行わなければならないこと
- ・カード代替電磁的記録利用者は、そのカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失し又は当該移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに失効の届出をしなければならないこと
- ・カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録利用者の秘密鍵が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は秘密鍵を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならないこと
- ・偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、

法第 55 条の規定により罰せられること。

- (5) 申請者と機構との間の情報の送受信は、安全な通信プロトコルの採用その他の主務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線を用いて行い、カード代替電磁的記録に係る電磁的記録の送信は暗号化して行うこと。
- (6) その他所要の改正

3. 施行期日

改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）